

裁 決 書

大和市*****

審査請求人 ** **

処 分 庁 大和市長

審査請求人が令和３年５月１８日に提起した、処分庁による差押処分及び換価代金等の配当処分に係る審査請求（令和３年（審）第１号 差押処分等取消請求事件）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和３年４月１９日現在、令和２年度市県民税（普通徴収）第１期（以下「本件対象税」という。）を納付していなかった。
- 2 処分庁は、令和３年４月１９日、審査請求人の*****に対する預金払戻請求権*****円（本件対象税額*****円＋延滞金*****円分）を差し押さえて（以下「本件処分１」という。）、第三債務者たる同行から同額の取立てを行い、同月２０日、審査請求人に差押調書（謄本）を送付した。
- 3 処分庁は、令和３年４月２０日、換価代金等の交付期日を同月２７日とする配当計算書を作成し、審査請求人に送付した。
- 4 処分庁は、令和３年４月２７日、換価代金等の配当（以下「本件処分２」という。）を実施した。
- 3 審査請求人は、令和３年５月１８日、大和市長に対し、本件処分１及び２について、審査請求をした。

審査関係人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、本件対象税を滞納していたのではなく、市民相談課及び市民税課職員（以下「市職員」という。）の発言等を問題視して納税を保留していたにもかかわらず、その事情を無視してなされた本件処分1は、不当である。
- (2) 令和3年4月20日付け配当計算書の内容は、不透明かつ誤りである。また、当該書面で本件処分2の換価代金等の交付期日が同月27日とされているにもかかわらず、差押えと取立てをいずれも同月19日に行ったことは違法である。

理 由

審査庁が、提出された審査請求の適法性について審査した結果、次のとおり認められる。

(1) 本件処分1について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求ができる者は、その処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限られ、その利益を有するというためには、対象となる処分が現に存在していることが必要である。

本件では、審査請求人の提出する令和3年4月20日付け差押調書（謄本）（甲第5号証）によると、同月19日に行われた本件処分1は、同日の差押債権全額の取立てにより、その目的を達して法的効果が既に消滅しているから、審査請求人は、その取消しを求める法律上の利益を有しないというべきである。

(2) 本件処分2について

地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4は、審査請求期間の特例として「滞納処分について、次の各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とする審査請求は、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない」旨定め、同条第4号は「換価代金等の配当 換価代金等の交付期日」と規定しており、本件処分2はこれに該当する。

この点、審査請求人は本件処分2に係る審査請求期間について処分庁から教示があったかどうか、審査請求書に明記してはいない（行政不服審査法第19条第2項第5号参照）。しかしながら、自ら提出する令和3年4月20日付け配当計算書（甲第6号証）の教示欄には「その審査請求が地方税法第19条の4に規定するものである場合において、当該各号に規定する期限が上記の期限より早いときはその期限までにしなければなりません。」と記載されているのであるから、当該期間について、処分庁からの教示がなされていたものと認めることができる。

すなわち、地方税法第19条の4第4号に掲げる処分に該当する本件処分2に関し、欠陥があることを理由とする審査請求は、「換価代金等の交付期日」後はすることができないところ、本件における「換価代金等の交付期日」は、令和3

年4月27日であるから、同年5月18日に提起された本件審査請求は、審査請求期間を徒過してなされたものである。また、当該期間を徒過したことについての正当な理由も認められない。

なお、審査請求人は、上記のほか市職員の発言に係る不満を縷々述べているが、行政不服審査法に基づく審査請求は、行政庁による処分ないし不作為を対象とするものであって、職員に対する不満がその対象たり得ないことは明白である。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であって補正することができないことが明らかであるから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年6月23日

審査庁 大和市長 大 木 哲

(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大和市を被告として（訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。